十六	
分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 最恵国待遇（第百五条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条から第十二条まで及び第十四条
十七	
分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条）
概要	現地における拠点（第百七条） 日本国は、放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二章及び第五章から第八章まで
十八	
分野	製造業
小分野	航空機産業、火薬産業、武器産業及び航空宇宙産業に付随するサービス
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三条及び第五条
十九	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 最恵国待遇（第百五条）
概要	市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
二十	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条

（第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書七（第七章関係）　金融サービス

第一条　適用範囲

1　この附属書は、第七章（適用範囲及び定義を含む。）及び投資協定の補足規定を定め、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2　この附属書の付録は、この附属書第二条2(a)(ii)に規定する活動又はサービスに関するペルーについての特定の例外を定める。

第二条　定義

1　この附属書の適用上、

(a)　「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i)　保険及び保険関連のサービス

(A)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険

(B)　再保険及び再々保険

(C)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(ii)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(A)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(B)　全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(C)　ファイナンス・リース

(D)　全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(E)　保証

(F)　自らのため又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb)　外国為替